



発行 東京都

目次

規則（公）

○警視庁関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則……………一

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………一
- ……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）……………一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………二
- 特定非営利活動法人の認定……………（同）……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二一三件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………三

規 則（公）

警視庁関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年8月4日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

●東京都公安委員会規則第15号

警視庁関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁関係手数料条例施行規則（平成12年3月31日東京都公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第12号」の次に「、第12号の2」を加え、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び

帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別記様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第2条第2項第2号の改正規定（「第12号」の次に「、第12号の2」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第2条第2項第2号の改正規定（「第12号」の次に「、第12号の2」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年八月四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ミュー

代表者の氏名

樋田 精一

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市西久保二丁目六番二十五―三〇二号 西川ビル

五 定款に記載された目的

この法人は、市民として生まれてから亡くなるまでの生活をトータルに捉えたメンタルヘルスの向上と精神保健福祉の増進を目指すこと及び、精神障害者と、その家族の生活をあらゆる面からサポートすることによって地域全体の健康に貢献することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人観光協会ぶらり青梅宿

代表者の氏名

野寄 弘

四 主たる事務所の所在地

東京都青梅市住江町六十六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、青梅市勝沼町から裏宿町にいたる青梅街

道ならびに旧青梅街道周辺のいわゆる青梅宿とその周辺の地域の観光業務を活性化することにより、賑わいのある魅力溢れたまちづくりに寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人わくわくかん
- 三 代表者の氏名
齋藤 縣三
- 四 主たる事務所の所在地
東京都北区上十条一丁目三番六号 ハイツ峯二階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者の自立及び社会参加並びに高齢者の生活支援に関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の構築並びに社会福祉の進展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人東村山子育て支援ネットワークすずめ
- 三 代表者の氏名
半田 祀子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都東村山市本町二丁目二十二番地三

五 定款に記載された目的
この法人は、子どもの育成に関し、乳幼児期の保育や親に対する子育て支援の活動を推進し、子どもたちの健全な育成と地域福祉の充実を図り、将来の社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人チャレンジャー支援機構
- 三 代表者の氏名
高島 法子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都小金井市本町一丁目六番十七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は障害を持った人も、健常者も人として同じ位置づけであると考え地域の中で障害者及び地域社会の住民を対象としてパン製造販売やパン教室運営、雇用促進事業、普及啓発事業等を行うことよって、共に手を取合い助け合って障害者の自立活動支援するとともに地域における福祉の向上に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請について
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条

例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十六年八月四日
東京都知事 舩 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人老楽塾
- 三 代表者の氏名
鈴木 高弘
- 四 主たる事務所の所在地
東京都足立区鹿浜二丁目三十三番十六ー八〇二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は学校経営、教育活動及び福祉事業に関する専門的知識と経験を生かし、高齢者をはじめとする幅広い世代の共同参画社会の実現に向けた研修、人材開発や各種支援に向けた事業を行う。高齢者に居場所を提供すると共に、高齢者が有する能力の有効活用によって、福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人世田谷みんなのエネルギー
- 三 代表者の氏名
浅輪 剛博
- 四 主たる事務所の所在地

五 定款に記載された目的
 東京都世田谷区北島山一丁目五十九番二十四号

省エネルギー・再生可能エネルギーの技術の調査・研究を行い、広く一般市民を対象として、勉強会・セミナー・ワークショップ・視察イベント等の開催を通じて適切なエネルギー利用策を普及啓発し、また中小規模発電事業の創出支援等の事業を通じて、都市住宅地におけるエネルギーの効率的利用を促進し、より質の高い持続可能な暮らしとまちづくりに寄与する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人バリアフリー映画研究会

三 代表者の氏名

大河内 直之

四 主たる事務所の所在地

東京都中野区中野五丁目二十六番十八号

五 定款に記載された目的

この法人は、視聴覚障害者、高齢者や子ども、知的障害者、また広く一般市民を対象として、障害の有無に関わらず映画やアニメーションを当たり前に楽しむ事ができる環境整備や、バリアフリー映画の普及促進のための研究・提言、日本映画及び外国映画作品のバリアフリー字幕や音声ガイドの制作、バリアフリー映画祭の開催、協力などを行うことを目的とする。また、映画という文化的な領域で、誰もが同じように感動を共有できるように

になることが、人と人とのコミュニケーションのきっかけを作り、生きる喜びや人生の豊かさを享受できるように、より豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年八月四日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックピックス日本

東京

二 代表者の氏名

岡松 武司

三 主たる事務所の所在地

東京都江東区東陽二丁目二番二十号 東京YMCA東陽町センター内

四 認定の有効期間

平成二十六年七月一日から平成三十一年六月三十日まで

で

一 名称

特定非営利活動法人パレスチナ子どものキャンペーン

二 代表者の氏名

北林 岳彦

三 主たる事務所の所在地

東京都豊島区目白三丁目四番五号 アビタメジロ六〇三号

三 号

四 認定の有効期間

平成二十六年七月二十五日から平成三十一年七月二十四日まで

四 日 まで

一 名称

特定非営利活動法人富士山世界遺産国民会議

二 代表者の氏名

遠山 敦子

三 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門三丁目十一番十五号 四階

四 認定の有効期間

平成二十六年七月二十五日から平成三十一年七月二十四日まで

四 日 まで

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に

あつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年八月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十六年八月四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 秋葉原ラジオ会館
- 二 店舗所在地 千代田区外神田一丁目十五番十六号
- 三 設置者名 株式会社秋葉原ラジオ会館
- 四 設置者住所 千代田区外神田一丁目十五番十六号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社カードラボほか二十四名
- 七 変更日 平成二十六年七月二十日
- 八 届出日 平成二十六年七月十四日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間 平成二十六年八月四日から同年十二月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年八月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十六年八月四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 秋葉原ラジオ会館
- 二 店舗所在地 千代田区外神田一丁目十五番十六号
- 三 設置者名 株式会社秋葉原ラジオ会館
- 四 設置者住所 千代田区外神田一丁目十五番十六号
- 五 変更前の開店時刻 午前十時
- 六 変更前の閉店時刻 午後十時
- 七 変更後の開店時刻 二十四時間営業ほか及び閉店時刻
- 八 変更日 平成二十六年七月二十日
- 九 届出日 平成二十六年七月十四日
- 十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

- 十一 縦覧期間 平成二十六年八月四日から同年十二月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 株式会社高島屋日本橋店
- 二 店舗所在地 中央区日本橋二丁目四番一号
- 三 設置者名 株式会社高島屋
- 四 設置者住所 大阪府大阪市中央区難波五丁目一番五号
- 五 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 隔地 四十二台
- 六 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 隔地 四十二台
- 七 変更日 平成二十七年三月十九日
- 八 届出日 平成二十六年七月十八日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間 平成二十六年八月四日から同年十二月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 三〇円 六、六〇〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川二丁目三番七号 郵便番号 112-0002 電話 〇三(三三二二)一一一一(代) 電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

